

感 対 発 第 1 6 0 号
令和5年（2023年）5月12日

熊本市所在の医療機関 管理者 様

熊本市長 大西 一史
(感染症対策課扱い)

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業について
(熊本市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援に係る協力金)

平素から本市の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和4年度までは熊本県が事業を実施していましたが、令和5年度から本市が事業を引き継ぐこととなりました。

ついては、本市における事業の実施概要等を下記のとおりお知らせします。

なお、国において制度が見直され、令和5年度は診療所のみが本事業の対象（病院は対象外）となりました。

また、令和5年4月1日～令和5年4月30日接種分については本事業の対象ではございませんので、念のため申し添えます。

記

1 事業概要

(1) 名称

熊本市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援に係る協力金事業

(2) 概要

新型コロナウイルスワクチンの接種回数の増加を図るため、個別接種促進の支援を目的に、対象期間（注）中に要件を満たすワクチン接種を行った熊本市内の診療所に対して協力金を支給するもの。

注：対象期間

第1期：令和5年5月1日から令和5年7月2日まで

第2期：令和5年7月3日から令和5年8月31日まで

※令和5年度からの支援の変更点については別紙をご参照ください。

2 協力金の支給要件

週 100 回以上のワクチン接種を各対象期間に 4 週間以上行い、それぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日（注）に接種体制を用意している場合

週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり 2,000 円

注：本支援における時間外、夜間及び休日の定義

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休 日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日

なお、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

3 提出物

(1) 協力金支給申請書（兼実績報告書）様式

熊本市ホームページからダウンロードして作成の上、ご提出ください。

URL：https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=35128

(2) 振込先金融機関口座の通帳のコピー

※接種費用の基本額（2,070 円等）の支払いと同じ口座に入金する場合は提出不要です。

4 提出方法及び提出先

メール又は郵送（通常の子診票回収袋と一緒に提出しても可）で熊本市へ提出

※可能な限りメールでのご提出にご協力ください。

<メール> vproject@city.kumamoto.kumamoto.jp

<郵 送> 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 14 階
熊本市感染症対策課ワクチン対策 PT 宛

【協力金の申請から受領までの流れ】

《 診療所 》 支給申請書を作成

↓ メール又は郵送で熊本市へ提出

《 熊本市 》 書類を審査

↓ VRS の接種回数との突合等

《 診療所 》

（審査完了）協力金受領（審査完了後、速やかに支給決定通知書を送付します。）

※振込と通知書の送付が前後する可能性があります。

（審査保留）書類の不備や VRS の未入力等があれば、照会や訂正の依頼をすることがあります。 → 完了次第、協力金受領

5 提出期限

※対象期間ごとに提出期限が異なりますのでご注意ください。

※提出期限以降に書類の不備等があった場合は、協力金の支給が遅れる可能性がありますので、ご了承ください。

対象期間	提出期限（必着）	協力金支給時期（目安）
〈第1期〉令和5年5月1日から7月2日までの間における接種実施分	令和5年8月9日	令和5年9月中
〈第2期〉令和5年7月3日から8月31日までの間における接種実施分	令和5年10月11日	令和5年11月中

お問い合わせ先

熊本市感染症対策課 ワクチン対策 PT <医療機関専用ダイヤル>

（中央区）080-7045-4013 （東 区）080-7045-4027 （西 区）080-7045-3962

（南 区）080-7045-4003 （北 区）080-7045-4019

(別紙) 令和5年度からの支援の変更点について

1 診療所における取組

令和4年度		令和5年度	
取組内容	支援額	取組内容	支援額
①週100回以上の接種を一定期間に4週間以上行った場合かつ、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間または休日(注1)に接種体制を用意していること。	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり2,000円	変更なし	
②週150回以上の接種を一定期間に4週間以上行った場合かつ、それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間または休日(注1)に接種体制を用意していること。	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり3,000円	廃止 ※週150回以上の接種を行った場合も①として取り扱う。	
③50回以上/日の接種を行なった場合かつ、その日において、時間外、夜間または休日(注1)に接種体制を用意していること。	1日あたり定額で10万円 ①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に①、②及び③の支援の重複は不可)	廃止	

2 病院における取組

令和4年度		令和5年度	
取組内容	支援額	取組内容	支援額
特別な接種体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上一定期間に4週間以上行った場合。	1人1時間あたり ・医師：7,550円 ・看護師等：2,760円	廃止	